

市会議案第 2 2 号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 3 0 日提出

吹田市議会議員 馬場慶次郎

同 西岡 友和

同 矢野伸一郎

同 小北 一美

同 山根 建人

同 玉井美樹子

## 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）

平成30年（2018年）2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」の調査結果の概要では、婚姻に際し夫婦同姓、夫婦別姓のどちらでも選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成又は条件付きで賛成の人が66.9%、反対の人が29.3%であることが示され、同制度の導入に対する世論は、賛成が反対を大きく上回ることが明らかになった。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を称することを規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が、改姓によって自己同一性を喪失し、苦痛を伴うなどの問題も生じている。また、姓を維持したい人は、法的な補償の少ない事実婚や結婚自体を諦めるという選択をせざるを得なくなっており、少子化の一つの要因にもなっていると考えられる。

政府においては、旧姓の通称使用の拡大の取組を進めているが、一部の資格証ではその使用が認められず、またダブルネームを使い分ける負担、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストなどが増大するため、根本的な解決策にはなっていない。

このような状況の中、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。

さらに、平成27年（2015年）12月の最高裁判決に引き続き、本年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定を合憲とする一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとしたところであるが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

吹 田 市 議 会